

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地にない）ので、介護保険法第 143 条及び地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 9 月 4 日

横浜市 西区長 本多 由紀子

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	別紙のとおり
送達する 書 類 名	介護保険料還付通知書 令和 8 年度 9 月分計 2 件	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

令和8年度9月 介護保険料還付通知書

鍵元 圭子

大畠 利彦